

社会福祉法人 二葉保育園
役員等報酬規程

平成7年4月1日制定
平成12年4月1日改定
平成16年5月29日改定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二葉保育園(以下「法人」という)の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、本法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、次に定める報酬を支給する。

1. 理事会、評議員会、労働組合との団体交渉及び理事長が招集する各種委員会の出席に対して、理事、監事、評議員とも1回につき、5,555円を実弁費として支給し、所得税については、源泉徴収を行う。ただし、役員等のうち、本法人の勤務員には支給しない。
 2. 監査の実施に対しては、監事1人につき、11,111円を実弁費として支給し、所得税については、源泉徴収を行う。
- 2 理事長及び常務理事に対しては、別に定める「報酬支給内規」によって報酬を支給する。尚、必要な場合は、前項に定める実弁費又は交通費を支給する。

社会福祉法人 二葉保育園
理事長報酬支給内規

平成12年4月1日制定

平成16年4月1日改定

社会福祉法人二葉保育園役員等報酬規程に基づき、理事長報酬を下記のとおり支給する。

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 報酬月額 | 100,000円 |
| 2. 期末勤勉手当 | 夏期・冬期 各100,000円 |
| 3. 交通費 | 実費相当額 |
| 4. 支給日 | 毎月25日 |

社会福祉法人 二葉保育園
常務理事報酬支給内規

平成元年6月1日制定
平成7年4月1日改定
平成16年4月1日改定
平成24年4月1日改定

社会福祉法人二葉保育園役員等報酬規程に基づき、常務理事報酬を下記のとおり支給する。

1. 報酬月額 423,700円

2. 手当
調整手当 比率は職員に準じて支給する。
賞与 比率は職員に準じて支給する。
住居手当 11,000円
常務理事手当 50,000円
通勤手当 給与規定別表に準じて支給する。

3. 旅費等 給与規定に準じて支給する。

4. 支給日 毎月25日